

一般財団法人フォーデイズ自立支援協会

助成金交付要項

1. 助成金の趣旨

この要項は、定款第4条（事業）第1項第3号に定める研究者に対する助成について必要なことを定めるものとする。

2. 助成金等の交付対象

ライフサイエンスや自然科学等の分野において研究活動を行う大学又はその他研究機関に所属し、原則として修士号を有する研究者とする。

3. 対象領域

- ① 予防医学的研究
- ② 予防医学の有用性に関する研究
- ③ アンチエイジングに関する研究
- ④ DNAやRNAに関する研究
- ⑤ 栄養学に関する研究
- ⑥ その他ライフサイエンスや自然科学等の分野において当協会が有用と認める研究

4. 応募方法

所定の「助成申込書」に必要事項を記入し、当協会の研究助成金選考委員会に送付する。

5. 申請期間

- ① 申請者は毎年1月4日から3月末日までに申請を行うものとする。ただし、当協会が特に必要と認めた場合は、同期間外においても申請を受け付けることがある。
- ② 郵送の場合は当日の消印まで有効とする。

6. 助成の対象となる経費

研究にあたり、通常必要とされる費用とし、諸給与などの経費は除くものとする。

ただし、研究のために臨時に雇い入れた者に対する謝礼金は、この限りではない。

7. 助成額

①助成額は1件当たり50万円を上限とする。

②研究の単位は原則として1年間とする。

8. 審査方法及び通知方法

①選考委員会は、助成金の交付対象となるものを選考し、その結果を理事長に報告する。選考委員会は、必要と認めるときは、申請者に対し追加資料の提出を要求、あるいは口頭の説明を求めることができる。

②理事会は、選考委員会の選考結果に基づき、助成対象者を決定する。理事会は決定にあたり、必要に応じて選考委員の意見を聴取することができる。

③理事会で決定された事項に基づき、各申請者に決定事項と金額を内示する。

9. 助成金の決定通知

①助成金の決定は、原則として応募受付の終了日から1ヶ月以内に行う。

②助成金の決定通知は、申請者に対し書面により通知する。

10. 整理保管

助成金の交付を受けた者は、領収書及び受取書など関係書類を整理保管しなければならない。

11. 報告

助成金の交付を受けた者は、助成金の決定通知日から1年ごとに収支報告を行い、さらに研究活動の終了後3か月以内に研究報告を、理事長に対して行わなければならない。

12. 監査

理事長は、必要があると認めた時には、助成金の交付を受けた者に対し、経理並びに研究事項につき報告を求め、かつ監査を行うことができる。

1 3. 研究活動の公表

当協会は、助成金の交付を受けて実施した研究活動の全部又は一部を、印刷その他の方法をもって公表することができる。

1 4. 刊行物の報告

本助成金交付を受けた研究者が、研究結果の全部若しくは一部を刊行又は発表する場合は、その刊行物又は一部を添付して、理事長に報告しなければならない。

1 5. 助成金の決定の取消し、中止及び返還

助成金の交付を決定された者が、次の各号のいずれかに該当したとき、又はその事実が判明したときは、助成金の交付決定を取消し、交付を中止し、又はすでに交付した一部若しくは全額の返還を求めることができる。

- ①虚偽の申し出又は報告を行ったとき
- ②対象となる研究活動が中止になったとき
- ③その他この要項の目的に照らしてふさわしくないものと理事会が認めたとき。

1 6. 申請書の提出先

〒103-0016

東京都中央区日本橋小網町1番3号大島ビル6F

一般財団法人フォーデイズ自立支援協会研究助成金選考委員会宛

(お問い合わせ先)

一般財団法人フォーデイズ自立支援協会事務局

・E-mail : afssj@fordays.jp

・Tel : 03-6861-4550 FAX : 03-5643-0767

・ホームページ URL : <http://fordays.or.jp>